

あけび

2021年11月20日発行 第247号 音更町木野西通 17丁目1番地
共栄コミセン1階 音更町消費者協会（事務局）TEL・FAX 67-5541

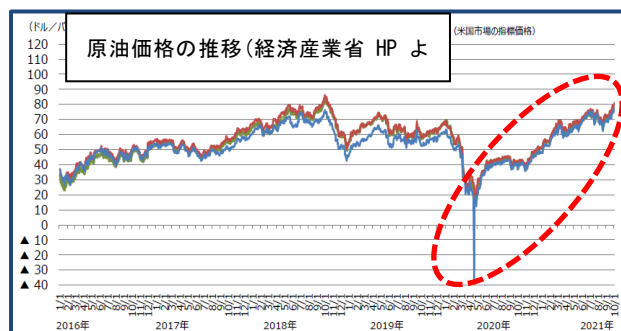
燃料価格が上昇しています!!

事務局長 豊島 英俊

毎年、9月～3月まで調査部で燃料価格調査（第4面参照）を行っていますが、ここにきて一気に上昇しています。11月（1日現在）の灯油の平均価格は100円の太台に乗り、ガソリンは165円台になっています。ここ1年で灯油は30円、ガソリンは37円上昇したことになります。



道協会では「灯油代は前年比で1世帯15,000円近く負担が増え、可処分所得が減少する中で家計が苦しくなるのは必至」と分析しています。燃料価格の上昇は他の価格にも波及し、9月の消費者物価指数（前年比+0.1%）は1年半ぶりの上昇となりました。燃料価格の上昇要因として、①コロナ禍からの経済回復、②産油国の減産体制、などが挙げられています。



左図を見ると、原油価格は昨年5月頃に大幅に下落した後、徐々に回復し、秋口からの急上昇が見て取れます。冬期間の必需品として、少しでも安くなる方法を検討したいものです。「定期配送」や電気やガス等と組み合わせた提案が各社よりされています。

家計の節約術の一つが携帯電話や保険を含めた各種契約の見直しですが、自分の契約内容について意外と分かっていないものです。必要のないオプションなどで負担が増えているケースがあるかも知れません。ガス料金などは、基本料金など各社、地域によって異なっています。

さて、“巣ごもり消費”が盛んな一方で通販トラブルなども多発しています。「〇割引」「今日だけ」「残り一点」に目を奪われ、つい衝動買いして後で後悔、トラブルというのは避けたいものですが、そんな時の対応として、ある脳神経外科医師が『ピンクの象』を思い浮かべてみるのも一法と言っていました。『ピンクの象』とは現実にはあり得ないものの例えで、全く関係のないことを思い浮かべることで冷静さを取り戻し、適切な判断をしてほしい、とのことでした。

コロナ禍がやや落ち着きを示し、人や物が動き出し“リベンジ消費”への期待が高まる中での燃料高ですが、消費は経済の要です。『かしこい消費で豊かな未来』（令和元年度音更町消費者の集いのテーマ）を目指し、乗り切りたいと思います。



弁護士の視点～十勝の事件の実情

テーマ「**民事裁判制度**」 弁護士 辻 和義



前回に引き続き、私が弁護士業務をしていく中で、比較的取り扱うことが多い法律問題について、定期的に紹介をして行きたいと思います。第3回は、**民事裁判制度**です。

人と人が契約を結ぶことなどによって、人は人に一定の権利をもちます。

例えば、AさんがBさんにお金を貸すことで、AさんはBさんに貸金返還請求権を持つことになります。Aさんは、裁判所に訴えなくても、Bさんに対して貸金返還請求権を行使して、貸金を返すように要求することができます。しかし、Bさんが貸金の返還を拒む場合、Aさんは基本的にはBさんの財産に強制執行をして貸金債権を回収することはできません（例外的に、AさんとBさんが、この金銭消費貸借契約について「強制執行受諾文言のついた公正証書」を作成しているときは、裁判所の判決等を得なくても強制執行が可能です）。そこで、AさんがBさんの財産に強制執行をして貸金債権を回収するためには、AさんがBさん相手に裁判を起こして、勝訴判決等を得る必要があります。このように、強制執行をして権利を実現するために必要な書類のことを債務名義といい、具体的には、強制執行受諾文言のついた公正証書、裁判所の判決・和解調書・調停調書、支払督促の決定などがあります。

裁判には、**民事訴訟**（通常訴訟、少額訴訟）、**調停**、**支払督促**などがあります。

訴訟とは、裁判所に訴状と証拠を提出することによって始まり、裁判所が証拠に基づいて事実を認定して、認定した事実法律を適用して、権利の有無等を判断する判決を出す手続きです。訴訟の中で当事者（原告と被告）の話し合いがまとまれば、和解となりますが、和解も判決と同じように当事者を拘束する力を持ちます。

裁判の訴状は、被告（訴えられた側）の住所に送られ、特別送達といって、本人が直接受け取ることが必要ですが、被告が受け取らない（郵便局に取りに行かない）場合には、被告がその住所に住んでいることがわかれば、普通の郵便による（郵便ポストに投函する）方法による送達ができ、被告がどこに住んでいるかわからなければ、公示送達（裁判所の掲示板に張り出す方法）ができます。これによって、訴状が送達され、第1回期日までに、訴状を争う旨の答弁書を裁判所に提出しなければ、そのまま原告勝訴の判決が出されます。ですから、裁判所から訴状が送達されたのに、これを放置してしまうと、自分の知らないままに勝訴判決が出されてしまうかもしれないので、注意しましょう。なお、本当に裁判所からの連絡なのか不安な場合には、インターネットのホームページでその裁判所の連絡先を調べて、その裁判所に連絡して確認をしてみましょう。

調停とは、裁判所に調停申立書を提出することによって始まり、当事者（申立人と相手方）が話し合いをして、話し合いがまとまれば、調停成立となり、成立した調停も判決と同じように当事者を拘束する力を持ちます。

支払督促は、金銭債権（お金を要求する権利）について支払督促の申立書を裁判所に提出することによって始まり、裁判所から相手方に対して支払督促書と回答書を送付して、相手方が、督促異議を出せば通常の訴訟になりますが、督促異議を出さなければ、そのまま支払いを命じる支払督促が確定してしまいます。支払督促は、証拠があろうがなかろうが、相手方がきちんと督促異議を出さない場合には、支払を認める決定が確定してしまいますから、この点も注意しましょう。

いずれの場合も、裁判所から送られた書類は、放置せずに、弁護士等に相談してきちんと対応することが良いと思います。





消費生活の窓



消費生活センターの 出前講座



身体障害者福祉協会音更分会



猛威を振るっていた新型コロナウイルスも新規感染者数が減少し、日常生活も落ち着きを見せはじめています。昨年度は3回にとどまった出前講座も、今年度は既に5回実施しました。残念ながら、お楽しみの「寸劇」や「替歌」を再開するのにはもう少し時間がかかりそうです。当面は詐欺被害防止動画の視聴等、コロナ禍に対応したスタイルで進めてまいります。

悪質な手口は日々進化して皆さんを狙っています。消費者被害防止のためにも、出前講座をご活用ください。



配付資料(一例)



民生委員第9部会

- | | | | |
|---|-----------|---------------|--------|
| ① | 10月22日(金) | 民生委員第9部会 | 参加 13名 |
| ② | 11月6日(土) | 身体障害者福祉協会音更分会 | 参加 33名 |



広報車による街頭啓発を実施しました



11月11日(木)、今年度4回目となる街頭啓発を実施しました(主催:音更町消費者被害防止ネットワーク、協力:音更町)。当日は晴天に恵まれた絶好の啓発日和!主に高齢者世帯の多い住宅街を巡回し、消費者トラブルへの注意を呼びかけました。



アナログ戻しの勧誘電話など、在宅者をターゲットにした手口への注意喚起をおこないました。



☆ 消費生活センター・受付件数(11月20日現在) ☆

☺9月 28件 ☺10月 26件 ☺11月 6件 令和3年度累計 184件

第68回 くらしのサロン

「～教えて！弁護士さん～ 私たちの暮らしに関わる身近な法律 PART2」

日 時：令和3年12月2日（木） 13時30分～15時

場 所：共栄コミセン 大集会室

講 師：辻 和義氏

（音更町消費者協会会長代行・副会長、弁護士）

＊詳細は事務局まで（☎67-5541）



令和元年に実施し
大変好評だった
法律講座の続編を
開催いたします

第2回役員会を開催します。

令和3年度第2回役員会を以下のとおり開催します。コロナ禍で各部の事業も一部を除いて進まない状況であり、7月の役員会において、幹事の皆様と会う機会を設けたいとの意向が確認されたことを受け、今回は幹事の皆様にも開催案内を送付しております。

役員会の参加はあくまでも任意ですが、幹事の皆様には協会および会員の近況を確認する機会として、お気軽にご参加ください。くらしのサロンに続いて行います。

日 時 令和3年12月2日（木）15時30分予定
※くらしのサロン（13時30分～15時）終了後
場 所 共栄コミセン 大集会室



灯油・ガソリン・LPガス価格調査（調査部）

税込価格 単位：円

2021年 11月	灯油 1ℓ	ガソリン 1ℓ		LPガス（6店舗）		
	（9店舗）	フル（4店舗）	セルフ（5店舗）	基本料金	5㎡	10㎡
最低価格	98.80	170.00	164.80	2,145.00	6,325.00	10,373.00
最高価格	110.00	172.00	167.00	2,200.00	6,545.00	10,822.00
今月平均	104.96	170.50	165.40	2,154.17	6,435.00	10,601.83
前月平均	95.07	159.50	155.90	2,154.17	6,435.00	10,602.17
前年度同月平均	75.18	131.75	128.72	2,115.17	6,415.83	10,567.00



令和3年度 会費納入のお願い

令和3年度の会費未納の方は、お早めに事務局までお支払い下さい

会費：1,200円

場所：共栄コミセン 1階

開設時間：9時～17時

休み：第一月曜日・日曜・祝日



＊年末年始休業のお知らせ＊消費生活センターは12月31日（金）から1月5日（水）までお休みです